

企業版ふるさと納税の効果検証について

1 制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生に関する取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。

地方版総合戦略を策定した地方公共団体が、それをもとに地域再生計画を作成し、国に認定されれば、当該地域再生計画事業に対する法人からの寄附について、法人関係税（法人税、法人住民税・法人事業税）が控除されます。

ただし、本社が所在する地方公共団体への寄附や、10万円未満の寄附については制度の対象外となります。

2 三重県における企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定

国では、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和元年度、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しが実施されました。

個別の事業ごとの認定から、総合戦略の転記・抜粋による包括的な地域再生計画の認定で足りることとなったため、本県では、総合戦略と同一の事業を制度適用対象事業として、令和2年7月3日に「三重県まち・ひと・しごと創生推進計画（以下、「認定計画」という。）」の認定を受けました。本県の総合戦略は「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」と一体化されているため、あらゆる施策において広く活用可能となっています。

3 寄附の状況

令和2年度実績：1,200万円

【内訳】

事業名	件数	寄附総額
感染症の予防と感染拡大防止対策	5	720万円
三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業	4	150万円
子育て支援と幼児教育・保育の充実、結婚・妊娠・出産の支援	2	120万円
三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催	3	110万円
関係人口創出事業「度会県プロジェクト」	1	100万円
計	15	1,200万円

4 認定計画のKPI（重要業績評価指標）の達成状況について

認定計画のKPIの達成状況については、資料4-2に記載のとおりです。

なお、ア、イ及びエの事業については、総合戦略の数値目標と同一であるため、資料2（令和3年版成果レポート 第4章）の記載内容を再掲しています。

5 事業の評価

令和元年度までは寄附総額が100万円前後で推移していましたが、令和元年度の制度見直しにより、税の節減効果が約6割から約9割に拡充されたことや、三重県が包括的な事業認定を受けたことで寄附を充当できる事業が増えたことにより、令和2年度は寄附総額が1,200万円まで増加し、特に、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、「感染症の予防と感染拡大防止対策」においては720万円の寄附がありました。

現状、一部事業における活用にとどまっていることから、県外企業への効果的な働きかけの方法の検討や情報発信について庁内各部局への働きかけを強化していく必要があります。

6 今後の取組方向について

三重県地方創生会議等での効果検証の結果を踏まえて、一層の活用促進を図ります。